

山梨県公報

第五百二十八号

令和六年

十二月二十三日

月 曜 日

目 次

公 告

- 公共測量の終了(四件)……………四七三
- 公共測量の実施(二件)……………四七三
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四七四

公 告

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県中北農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量)
- 二 測量の地域 山梨県北杜市武川町
- 三 測量の期間 令和六年五月七日から令和六年十二月五日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県中北農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 二 測量の地域 山梨県南アルプス市中野地内

三 測量の期間 令和六年八月二十日から令和六年十一月六日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県中北農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 二 測量の地域 山梨県南アルプス市中野地内
- 三 測量の期間 令和六年八月二十日から令和六年十二月四日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県中北農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量)
- 二 測量の地域 山梨県北杜市武川町新奥地内
- 三 測量の期間 令和六年五月二十一日から令和六年十二月十日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県富士・東部農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 公共測量(1級GNSS(スタティック法)) 地図情報レベル500・3級基準点網図
- 二 測量の地域 山梨県大月市の一部

三 測量の期間 令和六年十二月十六日から令和七年三月十四日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県富士・東部農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（1級GNSS（スタティック法））地図情報レベル500・3級基準点網図

二 測量の地域 山梨県南都留郡忍野村の一部

三 測量の期間 令和六年十一月十五日から令和七年三月十四日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和六年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲州市塩山下於曽字八反田千二百三十番五の一部、千二百三十三番の一部、千二百三十五番一、千二百三十五番三から千二百三十五番九まで、千二百三十五番十一から千二百三十五番十三まで、千二百三十八番一、千二百三十八番五から千二百三十八番八まで、千二百三十八番十から千二百三十八番二十三まで、千二百四十番一、千二百四十番七から千二百四十番二十一まで、千二百四十番二十五、千二百四十番二十七、千二百四十番二十九から千二百四十番三十一まで及び千二百四十番三十五並びに道の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路、水路、公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市相生二丁目一番一号 リオ、不動産コンサル株式会社 代表取締役 大森 智